

介護支援専門員と生活支援コーディネーターとの連携についての一考察

—A 県における介護支援専門員の実態調査から—

○ 西九州大学 氏名 江口賀子 (会員番号 4837)

キーワード3つ: 介護支援専門員・生活支援コーディネーター・連携

1. 研究目的

本報告は、A 県介護支援専門員と生活支援コーディネーターとの連携について、介護支援専門員の実態調査から見えてきた連携の現状について考察することである。

地域包括ケア実現のために必要とされ配置されている生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の役割は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するとされる。

介護保険法の地域支援事業に定められ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みを作ることができれば、利用者・家族からの相談を受け介護サービスの調整を行う介護支援専門員との連携も重要となってくると発表者は捉えた。生活支援コーディネーターの所属は、市町村社会福祉協議会が約 6 割、次いで地域包括支援センターが 2 割弱を占めると言われ、その取り組みについてはまだ始まったばかりの地区も多く不明な点が多い。今後の双方の連携について示唆を得るため、現時点での連携の状況について報告する。

2. 研究の視点および方法

- (1) 調査時期：平成 30 年 9 月 30 日から平成 30 年 11 月 2 日
- (2) 調査対象：A 県介護支援専門員協会会員及び研修受講介護支援専門員
- (3) 調査配布：協会会員に対しては郵便配布、研修受講者には会場配布。
- (4) 回収率：送付総数 1551 人、有効回答数 760 人（回収率 49%）
- (5) 質問項目：総合支援事業について ①担当地区の生活支援コーディネーターの認知。
②連携しての支援について③連携の内容について

本研究に当たっては、発表者が調査分析に関わった、A 県介護支援専門員協会のアンケート個票の一部について学会発表の許可を得て使用している。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮および個人情報保護については、A 県介護支援専門員協会事務局へ調査研究活用についての承認を得た。回答については、匿名化について・不利益を被らないこと等を、調査紙面へ記載し調査を行った。日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づくものと同様に配慮した。

4. 研究結果

結果については、学会当日資料を配布・報告する。ここでは結果の一部について報告を行う。

- ① 担当地区の生活支援コーディネーターについての認知度について尋ねたところ、知らない 287 人 (37.8%)、知っている 473 人 (62.2%)
- ② 生活支援コーディネーターと連携しての支援について、尋ねたところ、連携して支援を行っていない 622 人 (86.3%) 行っている 99 人 (13.7%)



5. 考察

平成 30 年までに、生活支援コーディネーターの配置を全市町村が地域支援事業として取り組むように推進されているが、コーディネーターは地域の実情に応じた多様な配置が可能なため、すべての市町村でその活動が介護支援専門員に把握されているとは言いがたい。連携の内容についても、多種多様であることが理解できた。

なお、本調査については、A 県の介護支援専門員協会に所属している介護支援専門員の結果であり、普遍的なものとはいえない。考察にも限界があり、今後さらなる調査を進めていく必要がある。

※本報告は、A 県介護支援専門員実態調査結果の成果の一部である。

【参考資料・引用文献】

「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業」
 「介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体の在り方に関する研究事業」平成 28 年 3 月（日本能率協会総合研究所）